

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

令和4年3月末までの受講開始に限り、対象期間・訓練を拡充します

見直し前

1年以上の訓練等

緩和

見直し後

6か月以上の訓練等

看護師、保育士等の
国家資格

拡充

デジタル分野等の
民間資格^{※1}も対象に

※1 WEBクリエイター、CAD等

支給内容など

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

②養成機関において**6か月**以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給内容

訓練期間中、月額**10万円**（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算

対象訓練

就職の際に有利となる資格^{※2}で、養成機関において6か月以上修業するもの

（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**

※2 教育訓練給付の対象講座（一部除く）

詳しい情報はこちらから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



お問い合わせ先（お住まいの町を管轄する健康福祉センター）

名称	住所	TEL	管轄
賀茂健康福祉センター	下田市中531-1	0558-24-3410	東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部健康福祉センター	沼津市高島本町1-3	055-920-2080	函南町、清水町、長泉町、小山町
中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9276	吉田町、川根本町
西部健康福祉センター	磐田市見付3599-4	0538-37-2531	森町